

訪問看護ステーション向け

マイナ保険証利用促進における協力金について

令和7年4月

厚生労働省保険局 医療介護連携政策課保険データ企画室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本動画の内容

1. 協力金の概要
2. 協力金の支給要件
 - 2-1. 運用開始日の入力について
 - 2-2. マイナ保険証の利用促進における取組内容について
3. 協力金に関するよくある質問

(参考)

- ・ オンライン資格確認の導入方法
- ・ 導入の経過措置対象となる「やむを得ない事情」について

1. 協力金の概要

1. 協力金の概要

目的

訪問看護の現場等において、積極的にマイナ保険証の利用勧奨等に取り組んでいただくことにより、マイナ保険証の利用促進を図る。

また、利用促進のためのインセンティブとなるように、訪問看護ステーションにおけるマイナ保険証利用への働き掛けに対して、協力金をもって取組の後押しを行う。

概要

- オンライン資格確認(居宅同意取得型)を導入し、運用開始日を入力した訪問看護ステーションを対象に、マイナ保険証利用促進の積極的な取組を実施いただくことを前提に、1施設あたり**5万円の協力金を支給**する事業を行う。
- 取組内容は、「利用者等へのお声掛け」と「利用促進に係るチラシの配付」。
- 取組の実施報告に関して、短時間で対応いただける内容で、「医療機関等向け総合ポータルサイト」から行っていただく予定。
協力金の支給は訪問看護療養費の支払口座に令和7年秋頃を予定。

対象期間

2025(令和7)年5月～7月

2. 協力金の支給要件

2-1. 運用開始日の入力について

2-2. マイナ保険証の利用促進における取組
内容について

2-1. 運用開始日の入力について

オンライン資格確認の導入が完了し、マイナ保険証での受付体制が整いましたら、以下の手順で運用開始日の入力をお願いします。

※ 運用開始日の入力は、協力金の支給要件の1つとなっておりますので、まだの場合は以下を参考にご入力ください。

「運用開始日」の入力方法

- ① 右の二次元コードより運用開始日入力フォームにアクセス
- ② 「医療機関等向け総合ポータルサイト」のユーザー登録時のメールアドレス、パスワードを入力しログイン
- ③ 「運用開始日入力欄」に入力し、送信

※ アクセスした際に、運用開始日入力欄に日付が記載されていれば、完了済みです。



入力フォームは
[こちら](#)

ホーム > 業務 > オンライン資格確認 > 運用開始日登録

検索

運用開始日登録

こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。

※ 必須

利用状況

ステータス

利用可

運用開始日入力欄

※ 運用開始日 ⓘ

オンライン資格確認の運用開始日（又は運用開始予定日）を選択（入力）してください。 ✕

YYYY-MM-DD

送信

必須情報

運用開始日

忘れずに
入力してね！

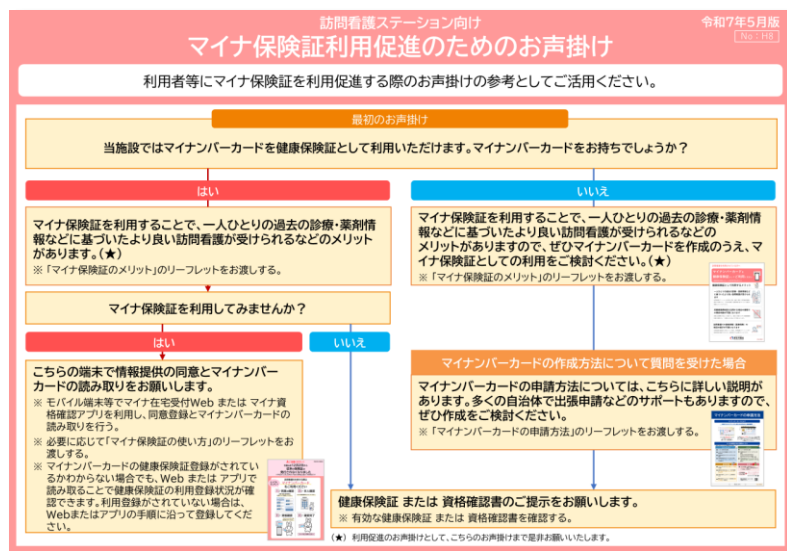


2-2. マイナ保険証の利用促進における取組内容について

協力金の取組対象期間である2025(令和7)年5月～7月において、以下の①と②両方の取組をお願いします。

①利用者等へのお声掛け

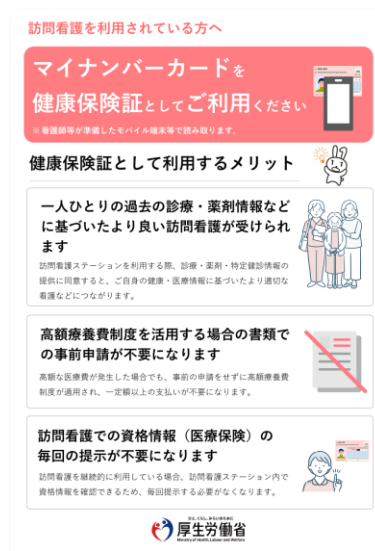
以下の「マイナ保険証利用促進のためのお声掛け」を参考に利用者等へマイナ保険証の利用促進をお願いします。



ダウンロードは
[こちら](#)

②利用者等へのチラシ配付

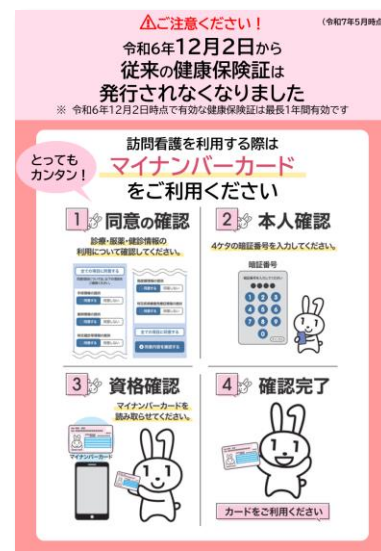
以下のチラシなど、マイナ保険証の利用促進に係る内容のチラシの配付をお願いします。
※マイナ保険証の利用促進に係る内容であれば、どのチラシでも構いません。



マイナ保険証のメリット



ダウンロードは
[こちら](#)



マイナ保険証の使い方



ダウンロードは
[こちら](#)

取組の実施報告に関しては、短時間で対応いただける内容で、「医療機関等向け総合ポータルサイト」から行っていただく予定です。
今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせする予定です。

以下の資料も準備していますので、6ページの資料と併せてご活用ください。
なお、これらの資料は5月中旬頃を目処に郵送する予定です。

よくある質問

マイナンバーカードの申請方法

出張申請サポートを活用できる場合もあります！

ご自宅に訪問し、マイナンバーカードの申請をお手伝いすることも可能です。
市区町村の窓口に行くことも難しい場合でもマイナンバーカードの申請が
できますので、ご活用ください。

 **施設等における出張申請受付**

- 医療機関や高齢者施設などに市区町村の職員が訪問し、まとめて申請を受け付けます。
- 本人が遠征後、マイナンバーカードは本人認定受取郵便等でご自宅へ郵送されます。

 **個人宅に対する出張申請受付**

- 希望される方のご自宅に市区町村の職員が訪問し、申請手続きをサポートします。

施設等での出張による場合と、対応が異なる場合がありますので、詳しくは各市区町村の窓口やホームページをご覧ください。

1 マイナンバーカードを受け取った後、健康保険証として利用する（マイ保保証）のために登録！

マイナンバーカードと健康保険証について登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナビポータル」から行う
- ② 医療機関・薬局の窓口（申請受付カードリーダー）で行う
- ③ センเซอร์読み取りを行う

マイナビポータル 医療機関・薬局




マイナンバーについてのお問合せ

マイナビポータル [マイナビポータル](#)

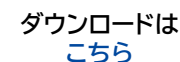
0120-95-0178

受付時間 平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時00分




[illegible]

マイナンバーカードの申請方法



3. 協力金に関するよくある質問

Q1. マイナ保険証の利用者が0名だった場合はどうなるの？

A. オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、マイナ保険証の利用促進のための取組（お声掛けとチラシの配付）を行っていただければ、結果としてマイナ保険証の利用者が0名だった場合でも、協力金の支給要件を満たします。

Q2. 運用開始が7月からになる場合でも、協力金の支給対象となるの？

A. 取組内容の対象期間中に運用を開始し、取組の報告を行えば支給の対象となります。

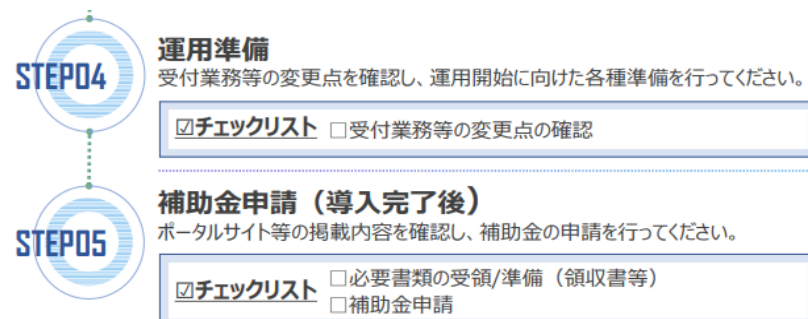
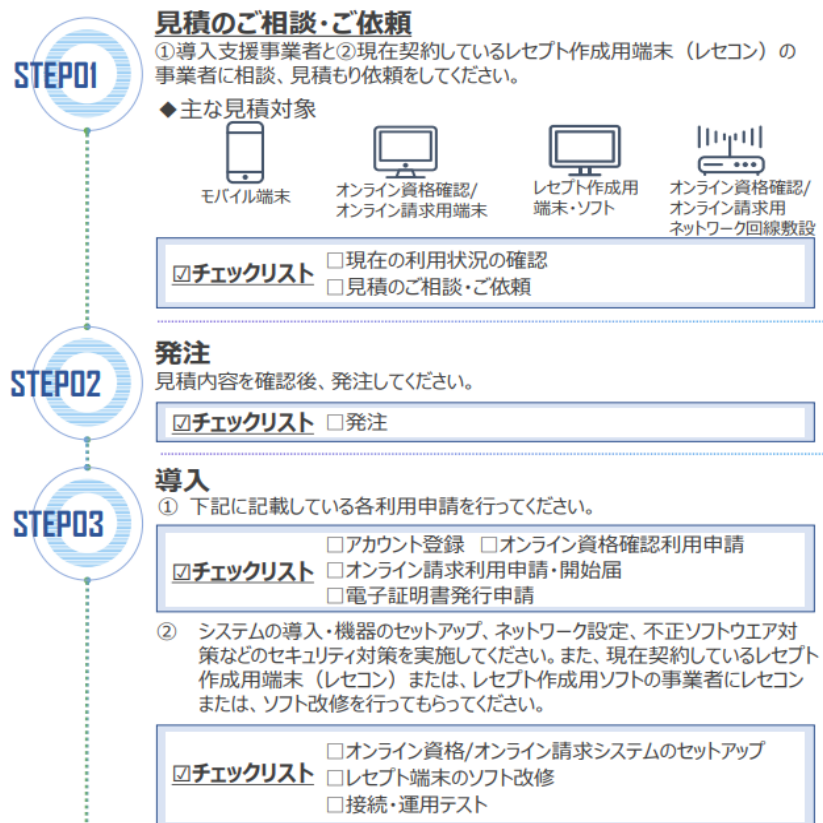
(参考)オンライン資格確認の導入方法

訪問看護ステーションにおいては、令和6年12月2日よりオンライン資格確認(居宅同意取得型)の導入が原則義務化となっております。導入が完了していない場合は、経過措置対象となる「やむを得ない事情」に該当する場合を除き、以下の手順を参考に導入をお願いします。

また、導入が完了していない訪問看護ステーションにおいても、対象期間中に導入し、運用開始日を入力のうえ、マイナ保険証の利用促進のための取組を行っていただくことで協力金の支給対象となります。

オンライン資格確認の導入方法の詳細は「医療機関等向け総合ポータルサイト」をご覧ください。

オンライン資格確認導入手順(Step)



ポータルサイトは[こちら](#)

(参考)導入の経過措置対象となる「やむを得ない事情」について

下記のやむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、「医療機関等向け総合ポータルサイト」から経過措置の届出(届出フォームは[こちら](#))を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることができます。

※医療保険分のレセプト請求がない施設は、その旨記載した猶予届を提出いただければ経過措置の適用を受けることができます。

やむを得ない事情と経過措置の適用期限

やむを得ない事情	経過措置の適用期限
令和6年10月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合(システム整備中) ※システム整備中の届出には、システムベンダーとの契約日や契約者双方を確認できる契約書・注文書等の添付が必要となります。	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和7年6月末まで)
オンライン請求又はオンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合(ネットワーク環境事情)	オンライン請求又はオンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで
改築工事中の場合	改築工事が完了するまで
廃止・休止に関する計画を定めている場合	廃止・休止まで (遅くとも令和7年6月末まで)
その他特に困難な事情がある場合 ※常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日においていずれも65歳以上(令和6年3月31日現在において、いずれも71歳以上)である場合【介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ】 ※上記の事情と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで



届け出フォームは
[こちら](#)

ポータルサイトのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認に関する最新情報を発信しています。定期的に本ポータルサイトへアクセスいただきますよう、よろしくお願いいたします。

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係るお知らせや、各種手続（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。

重要なお知らせ

【お知らせ】オンライン資格確認等システムにおける目視モード改善対応について
5/3/24 10:00・5/10/24 10:00・*****

[\(過去的重要なお知らせを参照\)](#)

よく参照されている記事はこちら（トピック）

【(医療機関・薬局向け) 令和6年12月2日以降の医療機関等の窓口における資格確認方法について

[\(全トピックを参照\)](#)

新規ユーザー登録はこちら
初めてご利用になれる方はこちらから

ログインはこちら
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先

オンライン資格確認
オンライン請求

電子処方箋管理サービス

電子カルテ情報共有サービス

お問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4563（通話無料）
月曜日～金曜日（祝日を除く）8:00～18:00 土曜日（祝日を除く）8:00～16:00

【その他お問い合わせ先】

○オンライン請求に関するお問い合わせ先 「オンライン請求関係相談窓口」

○システムベンダー・事業者向けお問い合わせ先 「医療機関等ONS」

○メールでのお問い合わせ

【各種リンク】

○プライバシーポリシー

○ポータルサイト利用規約

○関連サイトへのリンク

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

医療機関等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

アクセスはこちらからも可能です

13

お問い合わせ先のご案内

オンライン資格確認等 コールセンター

電話



- 営業時間: 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00
(いずれも祝日を除く)
- 電話番号: 0800-080-4583(通話無料)
※お問い合わせの際には、はじめに医療機関等コード、施設名をお伝え
いただきますようご協力をお願いいたします。

お問い合わせフォーム



- 操作手順
返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信する
ことで、担当者から回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

ご清聴ありがとうございました。

